

沿岸広域振興局長告示第10号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成23年2月22日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0371100710	有限会社丸竹	有限会社丸竹介護支援 便利屋センター	釜石市定内町三丁目14 番14号	平成23年2月4日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0371100710	有限会社丸竹	有限会社丸竹介護支援 便利屋センター	釜石市定内町三丁目14 番14号	平成23年2月4日